

千葉県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成29年3月22日

千葉県監査委員	清	水	謙	司
同	宮	原	清	貴
同	酒	井	伸	二
同	石	井	茂	隆

28千総総第2542号

平成29年3月15日

千葉市監査委員 清水謙司様
同 宮原清貴様
同 酒井伸二様
同 石井茂隆様

千葉市長 熊谷俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成28年度監査報告第8号及び第9号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 契約事務</p> <p>ア 請負契約に係る検査を適正に行うべきもの（こども未来局）</p> <p>地方自治法施行令第167条の15第2項によると、普通地方公共団体が請負契約等を締結した場合において、当該普通地方公共団体の職員は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて検査を行わなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、子どもたちの森公園プレーパーク運営業務委託については、仕様書において運営補助員1名を週2日配置すると定められているにもかかわらず、運営補助員の配置を確認していなかった。</p> <p>請負契約は、市が委託した業務を完了するために必要な一切の手段を受注者が自らの責任において定め、処理するものであることから、契約の適正な履行を確保するために必要な検査については、法令等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>子どもたちの森公園プレーパーク運営業務委託に係る検査については、平成28年11月分から月次報告書に基づき適正に検査を行い、運営補助員の配置を確認している。</p>
<p>イ 長期継続契約を適正に行うべきもの（こども未来局）</p> <p>地方自治法第234条の3によると、普通地方公共団体は、長期継続契約として、予算で債務負担行為を設定することなく、翌年度以降にわたり不動産を借りる契約等を締結することができることとされており、この場合においては、各年度における経費の予算の範囲内でその給付を受けなければならないとされている。</p> <p>また、一般的に建物を賃借し、毎年定期的に定額の賃借料を支払う場合において、契約に基づく賃借料全額を支払うことを条件に、建物の所有権が無償</p>	<p>子どもルーム賃貸借に係る契約については、平成28年度から、長期継続契約として取り扱わず、予算で債務負担行為を設定し契約を締結することにより適正に行っている。</p>

<p>で譲渡されるという内容の建物賃貸借契約を締結するときは、建物の無償譲渡を受けるため、賃借料を支払うことが義務付けられることから、長期継続契約として取り扱うべきではないとされている。</p> <p>しかしながら、子どもルーム賃貸借契約については、契約により、契約期間終了時に、建物を市へ無償譲渡することを条件としているにもかかわらず、長期継続契約として契約を締結していた。</p> <p>長期継続契約は、各年度における予算の範囲内でその給付を受けることを条件に、債務負担行為を設定することなく、翌年度以降にわたり契約を締結することができる予算単年度主義の例外であることから、適正に行われたい。</p>	
<p>エ 請負契約に係る検査を適正に行うべきもの（都市局）</p> <p>地方自治法施行令第167条の15第2項によると、普通地方公共団体が請負契約等を締結した場合において、当該普通地方公共団体の職員は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて検査を行わなければならないとされている。</p> <p>また、公園緑地維持標準仕様書によると、受注者は、施行全般にわたって、「作業記録写真撮影基準」に基づき作業記録写真を撮影し、施行完了の際に作業写真帳として提出することとされている。</p> <p>しかしながら、当該仕様書を適用し業務を委託した、中心市街地外花壇維持管理業務委託及び通町公園外花壇維持管理業務委託については、一部の作業記録写真に他の作業日に係る記録写真の流用が見受けられるなど、作業写真帳に不備があるにもかかわらず、契約どおりの履行が確認できたものとして、検査を完了していた。</p>	<p>中心市街地外花壇維持管理業務委託及び通町公園外花壇維持管理業務委託に係る検査については、平成28年12月分から公園緑地維持標準仕様書の「作業記録写真撮影基準」に基づき適正に検査を行い、毎月、写真撮影内容を確認している。</p>

<p>請負契約は、市が委託した業務を完了するために必要な一切の手段を受注者が自らの責任において定め、処理するものであることから、契約の適正な履行を確保するために必要な検査については、法令等に基づき適正に行われたい。</p>	
<p>(3) 財産管理事務</p> <p>ア 重要物品の管理を適正に行うべきもの (都市局)</p> <p>物品会計規則第29条第2項によると、「物品管理者は、管理する備品の使用状況について、毎年度1回以上、備品明細一覧表に記録されている内容と照合して確認しなければならない。」とされている。</p> <p>また、「備品の確認について」(平成27年11月26日付け会計室長、区役所会計室長依頼)によると、備品を取得した場合は、備品購入費のほか、支出科目が委託料、工事請負費等であっても備品登録を行うこととされている。</p> <p>しかしながら、重要物品の管理について、次の事例が見受けられた。</p> <p>(ア) JR海浜幕張駅前広場に設置されていた大型トピアリーについては、既に解体撤去されているにもかかわらず、備品明細一覧表に記録されていた。</p> <p>(イ) 製作委託により取得した着ぐるみ(風太君)については、備品登録を行っておらず、備品明細一覧表に記録されていなかった。</p> <p>重要物品については、備品明細一覧表の記録に基づき、毎年度の決算において作成される財産に関する調書に現在高等が記載されることから、規則等に基づく管理を適正に行われたい。</p>	<p>重要物品の管理については、下記のとおり規則に基づき適正に行っている。</p> <p>(ア) 大型トピアリーについて</p> <p>JR海浜幕張駅前広場に設置されていた大型トピアリーについては、平成29年1月13日に物品処理伺書を会計室へ提出し、廃棄手続を行った。</p> <p>(イ) 着ぐるみ(風太君)について</p> <p>製作委託により取得した着ぐるみ(風太君)については、平成26年度取得分を平成28年12月21日に、平成27年度取得分を平成28年12月15日にそれぞれ備品登録書により会計室へ報告を行った。</p>
<p>イ 公有財産の処分に伴う通知を適正に行うべきもの (都市局)</p>	

<p>公有財産規則第39条によると、所管課長は、その所管に属する公有財産を処分したときは、公有財産台帳副本を整理するとともに、公有財産取得(異動)通知書により管財課長に通知しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、稲毛海浜公園のサイクリングセンター並びに同センターに隣接する便所及び更衣室については、稲毛海浜公園検見川地区活性化施設の整備において事業者に解体撤去させていたが、サイクリングセンターの解体撤去については、管財課長に通知し公有財産台帳から削除していたものの、便所及び更衣室については通知していないため、引き続き公有財産台帳に記載されている状況となっていた。</p> <p>公有財産の処分に当たっては、公有財産台帳の記載内容に基づき、毎年度の決算において作成される財産に関する調書に現在高が記載されることから、規則に基づく通知を適正に行われたい。</p>	<p>稲毛海浜公園のサイクリングセンターに隣接する便所及び更衣室に係る公有財産の処分に伴う通知については、平成28年12月1日に、公有財産用途廃止通知書及び処分通知書を管財課へ提出した。</p>
<p>オ 金券類の保管を適正に行うべきもの (花見川区役所)</p> <p>物品会計規則第46条によると、物品取扱員等は、出納又は保管する消耗品について消耗品出納簿を備え、消耗品の分類及び品目ごとにその増減等による数量、現在高その他必要な事項を記録しなければならないとされている。</p> <p>また、「消耗品出納簿の記載について」(平成16年4月1日付け会計室長通知)によると、切手、印紙、プリペイドカードなどの金券類及び薬品、油類等の危険物については、消耗品出納簿への記載を省略せず、特に適正な管理に努めることとされている。</p> <p>しかしながら、地域振興課においては、使途が不明なテレホンカード、図書カードなどの金券類を保管している</p>	<p>金券類の保管については、平成28年11月分から、金券類用の消耗品出納簿を作成し記載するとともに、物品取扱員及び物品管理者が毎月、在庫確認を行い、適正に行っている。</p>

<p>が、これらに係る消耗品出納簿が備えられていなかった。</p> <p>金券類の保管については、適正に行われたい。</p>	
<p>カ 郵券の管理を適正に行うべきもの (花見川区役所)</p> <p>「郵券の適正管理について」(平成24年3月29日付け会計管理者通知)によると、郵券の管理については、定められた消耗品出納簿及び物品交付請求書による取扱いを適正に行うこととされており、また、物品取扱員等は、月末に保管する郵便切手と出納簿上の残数が一致していることを確認した上で、所属の物品管理者の確認を受けることとされている。</p> <p>しかしながら、保険年金課においては、郵券の管理に当たり、定められた消耗品出納簿による取扱いが適正に行われておらず、通知に基づく物品取扱員等による在庫確認も行われていないものが見受けられた。</p> <p>郵券の管理については、適正に行われたい。</p>	<p>郵券の管理については、平成28年10月分から、消耗品出納簿に記載するとともに、物品取扱員及び物品管理者が毎月、在庫確認を行い、適正に行っている。</p>
<p>(4) その他</p> <p>ア 個人情報情報を補助金の審査に必要な範囲で収集すべきもの(都市局)</p> <p>個人情報保護条例第7条第1項によると、個人情報情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、耐震診断費補助金の審査事務では、個人情報確認同意書を提出した申請者について、確認する必要のない申請者の所得証明書を収集していた。</p> <p>個人情報については、補助金の審査</p>	<p>耐震診断費補助金の審査事務に係る個人情報の収集については、耐震診断費補助金交付要綱を平成28年12月1日に改正し、個人情報確認同意書から所得に関する情報の項目を削除し、以後、補助金の審査に必要な範囲で個人情報の収集を行っている。</p>

<p>に必要な範囲で収集されたい。</p>	
<p>イ 公印の押印手続きを適正に行うべきもの（都市局）</p> <p>公印規則第10条第2項によると、「公印保管者が保管する公印を使用したときは、当該決裁済文書の所定欄にその旨を明示するとともに、公印使用簿に所定の事項を記載しなければならない。」とされている。</p> <p>しかしながら、動物公園においては、支出負担行為に伴い公印を使用していたにもかかわらず、公印使用簿への記載がされていなかった。また、一部の決裁済文書の公印使用欄には、公印使用の明示がされていなかった。</p> <p>公印は、押印文書が市の意思により発せられたものであり、かつ真正なものであることを認証するものであることから、公印の押印手続きを適正に行われたい。</p>	<p>公印の押印手続きについては、平成28年12月分から規則に基づき適正に行っている。</p>